知多市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年３月２６日

知多市教育委員会

教育長　永　井　清　司

知多市教育委員会規則第１号

知多市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

知多市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和５９年知多市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表旭南中学校の部旭東小学校の項中「日長字勢鎌」の次に「及び辰新田並びに坂ブタの一部」を加える。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。